

# 国民年金

## 平成20年度の年金額・国民年金保険料

### ●平成20年度の年金額

平成20年1月25日、総務省より平成19年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動がなかったとなったという発表がありました。しかし、平成20年度の年金額については、物価の伸びが前年同様であることから、新規裁定者・既裁定者いずれも据え置きとなります。※新規裁定者の年金額は、本来賃金の伸びで改定することとされていますが、賃金の伸びはマイナス0.4%で、物価の伸びよりも低いため物価の伸びで改定することとなります。

#### ・国民年金

老齢基礎年金1人分 66、008円

老齢基礎年金夫婦2人分132、016円

#### ・厚生年金

夫婦2人分の老齢基礎年金を含む

標準的な年金額 232、592円

### ●平成20年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、平成20年4月分から14、410円となります。

#### ・1年前納する場合…

納付書払い 169、850円

口座振替 169、300円

#### ・6か月分前納する場合…

納付書払い 85、760円

口座振替 85、480円

### 学生納付特例申請手続

平成20年度より、学生納付特例申請の手続方法が変わります。

平成19年度に学生納付特例を申請し、2月下旬までに社会保険事務所より承認を受けている人で、

#### ○平成20年度以降も引き続き在学予定である人…

社会保険事務所からハガキ形式の申請書が届くので、必要事項を記入し返送してください。学生証の添付は必要ありません。

#### ○新たに学生納付特例を申請する人又はハガキが送付されなかった人…

平成20年4月1日(火)より役場保険課で申請受付します。

#### 必要なもの

- ・年金番号のわかるもの
- ・学生証（コピー可）
- ・代理申請の場合は、印鑑と代理人の身分証明書等（運転免許証など）

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎66 9 1 3 4



### 後期高齢者医療制度について

75歳以上の人及び65歳から74歳の人で一定の障がいもち後期高齢者医療に加入している人につきましては、新しく「後期高齢者医療被保険者証」を送付しました。

内容を確認後、今までお使いの老人医療受給者証についてはご自分で破棄するか、又は役場保険課まで返納してください。

また、保険料については、国民健康保険及び国保組合に加入していた人は4月から。社会保険に加入していた人は10月から特別徴収となります。特別徴収の対象とならない人は、7月から普通徴収となります。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係  
☎66 9 1 3 4

### 医療制度改革により国民健康保険被保険者証が変わります

国民健康保険に加入している75歳以上の人がある世帯、退職被保険者で65歳以上の人がある世帯は、4月から使う新しい被保険者証になりました。

3月までに送られた被保険者証の内容を確認後、今までお使いの被保険者証については、必ずご自分で破棄するか、又は役場保険課まで返納してください。

なお、医療機関で診療を受ける場合は新しい被保険者証を提示してください。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係  
☎66 9 1 3 4